

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 11 回公聴会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 8 月 18 日(金) 午後 14 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第11回公聴会議事録

1. 開催日時 令和5年8月18日(金) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞一 (会長、議長)
阿部 貴史
齋藤 信二
須川 直樹
渡邊 英敏
足田 一則
山本 勇
小野 裕佳
濱田 貴史
阿部 義広
山尾 和久
本庄 新
藤本 昭夫
森崎 真吾
4. 欠席委員 清家 皆一
- 事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主査
- 農林水産部 高野審議監
- 漁業管理課 大屋課長、甲斐主任
- 水産振興課 大塚課長、堤課長補佐、上田技師
- 臨席者 東部振興局 都留主幹、北部振興局 三ヶ尻主幹、中部振興局 竹下副主幹
5. 結果 公述者なし

6. 概要

事務局長

ただいまから、第22期大分県海区漁業調整委員会第11回公聴会を開会いたします。

まず、この公聴会の趣旨について簡単に説明させていただきます。

この公聴会は、漁業法第64条第8項の規定により準用する同条第5項の規定に基づき、知事が作成した海区漁場計画の変更案について、当委員会が意見を述べようとする際、当該海域において漁業を営もうとする者、その他利害関係人の意見を広く聴くために開催するものです。

そのため、この公聴会の開催について、令和5年8月8日付けで、大分県漁業協同組合各支店や県のホームページで広くお知らせし、本日まで意見を述べる方の公募をしております。

次に公聴会における発言のきまりについて説明いたします。公聴会規程により、発言される方は会長の許可を得て、所属、職、氏名を述べてから発言願います。

なお、委員の皆様は公述者に対し、質問することができますが、公述者は委員に質問することができません。趣旨等については以上です。

議長

それでは、公聴事項の「海区漁場計画の変更について」事務局から説明してください。

事務局長

それでは、議案書の41ページをご覧ください。漁業法第64条第8項において読み替えて準用する同条第4項の規定に基づきまして、知事から本委員会に対し意見を求められたものでございます。

次の42ページが知事からの諮問文でございます。

現在免許している区画漁業権のうち真珠養殖業に関する16件を令和5年度末に一斉に切替えるものです。

議案書の53ページをご覧ください。海区漁場計画の変更の告示の案でございます。

このページの中程、漢数字の一、海区漁場計画の変更内容は議案書の55ページから64ページに記載されています。53ページの漢数字の二「保全沿岸漁場に関する事項」は該当がないため該当なし、次のページの漢数字の四「免許予定日」は令和6年4月1日としています。

次に漢数字の五「四に係る申請期間」は、令和5年11月1日から同年12月25日までとしています。

この漁場計画の変更案は、現地調査、各漁業権者に対して行ったヒアリングの結果及び漁業権者からの要望に基づいて検討し、作成したものでございます。説明は以上です。

議 長

説明がありましたが、この件について公述される方はございませんか。

いらっしゃらないようですので、これをもちまして本日の公聴会を終了します。